

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第77号	
事故等種類	同乗者負傷	
発生日時	平成22年7月25日（日） 15時00分ごろ	
発生場所	熊本県上天草市永浦島東方沖 上天草港柳防波堤灯台から真方位230° 1,160m付近 (概位 北緯32° 32.5′ 東経130° 25.9′)	
事故等調査の経過	平成22年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官(長崎事務所)を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	水上オートバイ ^{エムジェイ エフゼットエス} M J - F Z S、0.2トン	
船舶番号、船舶所有者等	293-38687熊本、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	負傷 1人(同乗者A ₁)	
損傷	なし	
事故の経過	本船は、船長が自身の後方に2人を同乗させ、永浦島東方沖を遊走中、ふざけて同乗者を何度か落水させたのち、続けて落水させようとして急発進したところ、同乗者2人が後方に落水し、中央座席の同乗者(以下、「同乗者A ₁ 」という。)が股間等に裂傷を負った。 同乗者A ₁ は、近くのマリーナから救急車で病院に搬送された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1 海象：潮汐 低潮期	
その他の事項	同乗者A ₁ は、Tシャツにベスト型のライフジャケットを着用し、水着の上にデニムの短パンを履き、裸足であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、永浦島東方沖において遊走中、船長が急発進したことから、後方に落水した同乗者A ₁ が臀部に衝撃を受けて負傷したものと考えられる。 同乗者A ₁ は、後方に落水した際、船体後部のステップに臀部が当たったか、又はジェットノズルからの噴流を受けたことにより、股間等を負傷した可能性があると考えられるが、いずれによるものかを明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、永浦島東方沖を遊走中、船長が急発進したため、後方に落水した同乗者A ₁ が臀部に衝撃を受けたことにより発生したものと考えられる。	